

(1) 盛岡市教育委員会教育長職務代理者の指名について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第13条第2項の規定により、第一教育長職務代理者及び第二教育長職務代理者の指名を行うものである。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育長）

第十三条 教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。

- 2 教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う。

(2) 教育委員会の会議における委員の議席の指定について

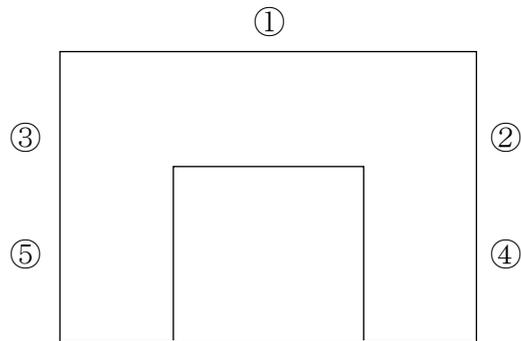
盛岡市教育委員会会議規則第3条の規定により、会議における議席の指定を行うものである。

○盛岡市教育委員会会議規則（抜粋）

（議席の決定）

第3条 委員の議席は、教育長が定める。

【盛岡市教育委員会会議議席図】



- ① 多田教育長
- ② 佐々木委員
- ③ 安藤委員
- ④ 岩館委員
- ⑤ 滝吉委員

(3) 教育長報告

年月日	曜	時刻	行事名	場所
25/12/24	水	14:00	教育委員会定例会	都南分庁舎 教育委員会室
25/12/25	木	9:00	小中学校長ヒアリング	都南分庁舎 教育委員会室
		13:45	全国国公立幼稚園・こども園長会会長外7名表敬訪問	都南分庁舎 教育長室
		14:00	小中学校長ヒアリング	都南分庁舎 教育委員会室
25/12/26	金			
25/12/27	土		【年末年始】	
25/12/28	日		【年末年始】	
25/12/29	月		【年末年始】	
25/12/30	火		【年末年始】	
25/12/31	水		【年末年始】	
26/01/01	木		【年末年始】	
26/01/02	金		【年末年始】	
26/01/03	土		【年末年始】	
26/01/04	日		【年末年始】	
26/01/05	月	9:00	仕事始め式	勤労福祉会館 5階大ホール
		13:00	小中学校長ヒアリング	都南分庁舎 教育委員会室
26/01/06	火	9:00	小中学校長ヒアリング	都南分庁舎 教育委員会室
26/01/07	水			
26/01/08	木	13:30	盛岡市教育振興推進委員会常任委員会	都南分庁舎 4階大会議室
26/01/09	金			
26/01/10	土			
26/01/11	日	13:30	盛岡市二十歳(はたち)のつどい	盛岡タカヤアリーナ
26/01/12	月		【成人の日】	
26/01/13	火			
26/01/14	水			
26/01/15	木	11:50	盛岡市町内会連合会令和8年新年交賀会	ホテルメトロポリタン盛岡
		16:00	盛岡市二十歳(はたち)のつどい実行委員長来訪	都南分庁舎 教育長室
26/01/16	金	11:00	県教委学校教育室学校教育企画監来訪	都南分庁舎 教育長室
		14:30	教育委員会委員任命辞令交付式	本庁舎 市長応接室
		17:15	盛岡市PTA連合会研修会<<教育長講話>>懇談会	サンセール盛岡
26/01/17	土			
26/01/18	日			
26/01/19	月			
26/01/20	火	14:00	令和7年度第4回管内教育長会議並びに第1回調整会議	サンセール盛岡
		15:40	令和7年度盛岡教育事務所管内教育振興協議会第2回理事会・幹事会	サンセール盛岡
26/01/21	水			
26/01/22	木	9:00	第2回調整会議	盛岡地区合同庁舎
		16:00	県教委義務教育課長来訪	都南分庁舎 教育長室
26/01/23	金	10:00	【市議会】全員協議会	本庁舎 委員会室

年月日	曜	時刻	行事名	場所
		13:00	【市議会】臨時会	本庁舎 議場
26/01/24	土	13:00	中学生社会参加活動促進事業リーダー実践研修会	西部公民館
26/01/25	日			
26/01/26	月	16:30	「第38回(令和7年度)下水道標語コンクール」表彰式	もりおか町家物語館
26/01/27	火	10:00	令和7年度公益財団法人岩手育英会第2回理事会	中央公民館
		12:50	【協議会】令和7年度岩手県市町村教育委員会協議会教育長・教育委員研修会	盛岡市民文化ホール
26/01/28	水	13:30	日本弘道会岩手支会会長外1名来訪	都南分庁舎 教育長室
26/01/29	木	14:00	教育委員会定例会	都南分庁舎 教育委員会室

議案第 30 号

臨時専決処理につき承認を求めることについて

教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教育委員会規則第2号）第4条第1項の規定により次のとおり臨時専決処理したから、同条第2項の規定により報告し、承認を求める。

令和8年1月29日提出

盛岡市教育委員会教育長 多田英史

臨時専決処理書

教育予算その他議会の議決を経るべき議案について市長に意見を申し出ることについて、教育委員会の会議を招集する暇がないと認めたので、教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教育委員会規則第2号）第4条第1項の規定により、次のとおり臨時専決処理する。

令和8年1月19日

盛岡市教育委員会教育長 多田英史

市議会の議決を経るべき議案に係る市長への意見の申出について

令和8年1月盛岡市議会臨時会に市長が提案する次の議案について、同意するものとする。

令和7年度盛岡市一般会計補正予算（第6号）（教育費分）

臨時専決処理の理由

令和8年1月盛岡市議会臨時会に教育委員会に関する議案を市長が提案するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、教育委員会としての意見を市長に申し出ようとするものである。

令和7年度盛岡市一般会計補正予算(第6号)(教育費分)

《歳入》

【千円】

現計予算額	補正額	合計
2,889,713	3,392	2,893,105

内 容

①物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	歴史文化課	3,392
----------------------	-------	-------

《歳出》

【千円】

現計予算額	補正額	合計
10,436,195	3,392	10,439,587

内 容

①指定管理者エネルギー価格高騰対策支援事業 (原敬記念館分、先人記念館分)	歴史文化課	3,392
--	-------	-------

議案第 31 号

盛岡市学校給食センター管理運営規則等の一部を改正する規則について
盛岡市学校給食センター管理運営規則等の一部を次のとおり改正するものとする。

令和 8 年 1 月 29 日 提出

盛岡市教育委員会教育長 多 田 英 史

盛岡市学校給食センター管理運営規則等の一部を改正する規則
(盛岡市学校給食センター管理運営規則の一部改正)

第 1 条 盛岡市学校給食センター管理運営規則(平成 4 年教育委員会規則第 9 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条の表玉山学校給食センターの項中「盛岡市立玉山小学校 盛岡市立渋民小学校」を「盛岡市立渋民小学校」に、「盛岡市立玉山中学校 盛岡市立渋民中学校」を「盛岡市立渋民中学校」に改める。

(盛岡市学齢児童生徒の就学すべき学校の指定に関する規則の一部改正)

第 2 条 盛岡市学齢児童生徒の就学すべき学校の指定に関する規則(平成 13 年教育委員会規則第 9 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 号の表北松園小学校の項中「一部)」を「一部) 日戸字新田 日戸字姥懐 日戸字森子 日戸字日影 日戸字間洞 日戸字古屋敷 日戸字七手役 日戸字中平 日戸字岩井沢 日戸字一本杉 日戸字道合 日戸字栗木田 日戸字市の坪 日戸字人侍 日戸字鷹高 川又字柳平 川又字赤坂 川又字奴屋敷 川又字苗代端 川又字小沢 川又字道地 川又字鉢森 川又字大日向 川又字新沢 川又字宮田 川又字中館 川又字釘の平 川又字宇登 上田字糠森 上田字小野松」に改め、同表玉山小学校の項を削る。

別表第 2 号の表北松園中学校の項中「一部)」を「一部) 日戸字新田 日戸字姥懐 日戸字森子 日戸字日影 日戸字間洞 日戸字古屋敷 日戸字七手役 日戸字中平 日戸字岩井沢 日戸字一本杉 日戸字道合 日戸字栗木田 日戸字市の坪 日戸字人侍 日戸字鷹高 川又字柳平 川又字赤坂 川又字奴屋敷 川又字苗代端 川又字小沢 川又字道地 川又字鉢森 川又字大日向 川又字新沢 川又字宮田 川又字中館 川又字釘の平 川又字宇登 上田字糠森 上田字小野松」に改め、同表玉山中学校の項を削る。

(盛岡市教育委員会公印規則の一部を改正する規則)

第 3 条 盛岡市教育委員会公印規則(平成 16 年教育委員会規則第 2 号)の一部を次のように改正する。

別表小学校の項中

「	44	盛岡市立玉山小学校	〃	〃	〃	玉山小学校	〃	を
	45から47まで	削除				長		

「	44から47まで	削除						に
---	----------	----	--	--	--	--	--	---

改め、同表小学校長の項中

「	44	盛岡市立玉山小学校長	〃	〃	〃	玉山小学校	〃	を
	45から47まで	削除				長		

「	44から47まで	削除						に
---	----------	----	--	--	--	--	--	---

改め、同表中学校の項中

「	22	盛岡市立玉山中学校	〃	〃	〃	玉山中学校	〃	を
	23	削除				長		

「	22及び23	削除						に
---	--------	----	--	--	--	--	--	---

改め、同表中学校長の項中

「	22	盛岡市立玉山中学校長	〃	〃	〃	玉山中学校	〃	を
	23	削除				長		

「 22及 削除
び23 」に

改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

盛岡市立玉山小学校及び盛岡市立玉山中学校の廃止に伴う必要な規定の整理をしようとするものである。

議案第 32 号

盛岡市教育委員会事務局文書規程及び教育機関文書規程の一部を改正する訓令について
盛岡市教育委員会事務局文書規程及び教育機関文書規程の一部を次のとおり改正するものとする。

令和 8 年 1 月 29 日 提出

盛岡市教育委員会教育長 多 田 英 史

盛岡市教育委員会事務局文書規程及び教育機関文書規程の一部を改正する訓令
(盛岡市教育委員会事務局文書規程の一部改正)

第 1 条 盛岡市教育委員会事務局文書規程（昭和47年教育委員会訓令第 2 号）の一部を次のように
改正する。

第26条第 1 項中「には」を「及び契約につき契約内容を記録した電磁的記録には」に改める。
(教育機関文書規程の一部改正)

第 2 条 教育機関文書規程（平成 4 年教育委員会訓令第19号）の一部を次のように改正する。

第18条の 2 第 1 項中「には」を「及び契約につき契約内容を記録した電磁的記録には」に改め
る。

附 則

この訓令は、令和 8 年 2 月 3 日から施行する。

提案理由

令和 8 年 2 月から電子契約サービスを導入するため、電子契約書に対する電子署名についての規
定を追加しようとするもの。